

居宅介護支援・介護予防支援

1 法令順守

介護保険制度は、保険料と公費を基礎とした財源により、要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、必要なサービスを提供して支える仕組みとなっています。

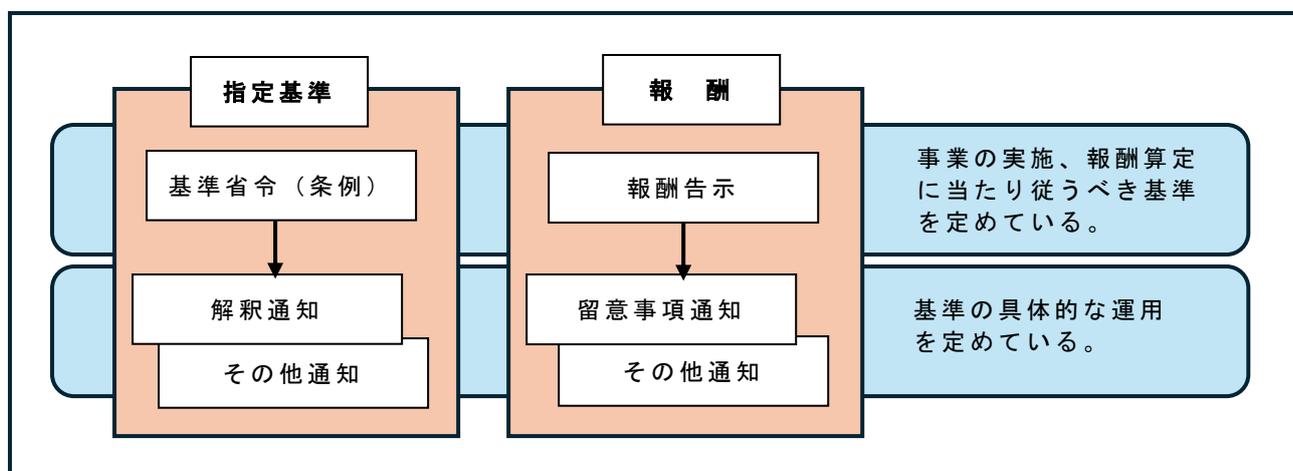
この趣旨に鑑み、適切なサービスの質を確保するため、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」といいます。）及び報酬の算定要件等に関する各種基準や通知（以下「基準等」といいます。）が定められています。

事業者においては、これらの趣旨を御理解いただき、基準等について理解を深め、自主的に法令順守に努めながら適切な運営を行ってください。

(1) 基準等の構造

指定基準及び報酬の算定要件等に関する基準等は、次の図のような構造になっています。

基準等の要件を確認する際には、まず基準省令（条例）、報酬告示に定められた内容を御確認の上、各種通知を確認し、具体的な運用上のルールを把握してください。



(2) 事業者が満たすべき基準（指定基準）

【基準省令】

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※介護保険法において、指定基準は市町村の条例で定めることとされているため、旭川市の指定事業者にあっては下記の基準条例を御参照ください。

【基準条例】

- ・ 旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ・ 旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

(3) 指定基準の運用上の取扱い

【解釈通知】

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

(4) サービスに要する費用に関する単位数

【報酬告示】

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

(5) サービスに要する費用に関する運用上の取扱い

【留意事項通知】

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅
療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の
額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の
留意事項について

(6) 介護報酬（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、介護報酬改定に関する通知、介護職員等処遇改善加算、算定
構造の情報基準等の情報を掲載しています。

（URL）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
kaigo_koureisha/housyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html)

(7) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、基準等の改正その他の通知が発出される際に、「介護保険最
新情報」としてホームページ掲載されます。

（URL）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
kaigo_koureisha/index_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

(8) 介護サービス事業者向けトップページ（旭川市ホームページ）

旭川市の介護サービス、老人福祉法の事業・施設及び有料老人ホームに関するお知
らせや各種手続きに関する情報を掲載しています。

事業の運営に当たっては、随時こちらのページを御確認ください。

（掲載箇所）

ホーム＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞高齢者・介護保険
＞申請・届出＞介護サービス事業者向けトップページ

（URL）

[https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/
d058547.html](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d058547.html)

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（旭川市ホームページ）

総合事業に係る各種要綱、報酬に関する情報を掲載しています。

(掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>サービス事業者>事業者向け情報(介護予防・日常生活支援総合事業)

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sa-bisu/d083171.html>

2 主な運営基準・加算の算定要件等

(1) モニタリングの緩和について

令和6年4月より、モニタリングの実施方法が次のとおり緩和されています。

(基準省令第13条第14号)

介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の心身の状況が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

施設に入所(入居)している利用者については、適切な課題分析の実施のため、施設のホール等の共有スペースではなく、当該利用者の居室を訪問してモニタリングを実施してください。

なお、基準に定められているいずれかの方法で、利用者に面接していない場合、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算の対象となります。

(2) 一部福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

令和6年度介護報酬改定に伴い、次の福祉用具について、利用者等の意思決定に基づき貸与又は販売を選択できるようになりました。

(対象となる福祉用具)

固定スロープ	貸与告示第八号に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
歩行器 (歩行車を除く)	貸与告示第九号に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く。
歩行補助つえ (松葉杖を除く)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

対象となる福祉用具の導入に当たっては、次の点に留意してください。

ア 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3) 要支援・要介護1の者（軽度者）への福祉用具貸与

令和6年度介護報酬改定に伴い、次の福祉用具について、軽度者への介護給付が対象外となりました。

(対象となる福祉用具)

車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（釣り具の部分を除く）、自動排泄処理装置
※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護2及び要介護3の者も原則給付の対象外。

ただし、以下の場合には、例外的に給付が可能となります。

ア 要介護認定における基本調査結果に基づく判断

- ・ 要介護認定における基本調査結果に基づき、次のとおり要否を判断します。

対象外項目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」

4 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	3-1「調査対象者が意見を他人に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれかが「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を要する者 (三) <u>生活環境において、段差の解消が必要と認められる者</u>	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 <u>(該当する基本調査結果なし)</u>
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

- ・ 上記のうち、次の者（下線部分）については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等と通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断します。

- ・ 1 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- ・ 5 (三) 生活環境において、段差の解消が必要と認められる者

イ 市町村による判断

次の i) ~ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断します。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間によって、別表の対象者に該当
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが見込まれる
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

市町村による判断について、旭川市においては、介護保険課に「軽度者に係る福祉用具貸与の確認申請書」を提出します。様式については、以下のホームページを御確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>高齢者支援・介護保険
>各種申請様式>介護保険申請・届出書ダウンロード(詳細5)

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/163/d053296.html>

3 指導事例

(1) 退院・退所加算

- ・退院・退所加算(Ⅱ)口を算定していたが、参加したカンファレンスの出席者が要件を満たしていなかった。

・退院・退所加算(Ⅱ)口を算定する場合は、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けしており、うち1回以上はカンファレンスによることとされています。

・当該カンファレンスについて、留意事項において参加者が規定されています。必ず算定要件を確認するとともに、該当する場合のみ算定対象としてください。

(介護老人福祉施設の例)

ただし、基準第2条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ア 退院・退所加算の算定要件

当該加算に関する総論は、以下のとおり定められています。

【留意事項通知 第3の17】

「病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」という。)への入所をしていたものが退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。なお、利用者に関する必要な情報については、別途定めることとする。

また、加算の区分ごとに必要な情報提供の方法は以下のとおりです。

【厚生労働省が定める基準（平成27年厚生労働大臣告示第95号）85の2】

イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

ハ 退院退所加算（Ⅱ）イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

ホ 退院・退所加算（Ⅲ）

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

カンファレンスに参加した場合は、特段様式等は定まっていますが、カンファレンスの概要について居宅サービス計画等に記録することとなっております。

令和7年1月に本市福祉保険部長寿社会課が発行している【旭川市入退院時の医療と介護の連携の手引】に連携ツールとして掲載されている参考様式「退院時連携シート」でも代用できますので御活用ください。

当該手引きについては、以下のホームページより御確認ください。

（掲載箇所）

ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>高齢者支援・介護保険

>在宅医療・介護連携推進事業>旭川市入退院時の医療と介護の連携の手引

（URL）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/182/d069083.html>

(2) 通院時情報連携加算

- ・利用者の通院時に介護支援専門員が同席した際、医師に情報提供を行った内容について居宅サービス計画に記録されておらず、情報提供を行った事実が確認できなかった。

・当該加算を算定する場合は、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録する必要があります。

居宅サービス計画上で上記内容が確認できなかった場合は、当該加算を算定できません。

【報酬告示 別表ト】

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(3) 運営基準減算

- ・アセスメントについて、利用者の居宅以外の場所を訪問し実施していた。
- ・モニタリングについて、利用者の居宅以外の場所を訪問し実施していた。
- ・居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付したことが口頭でしか確認できなかった。

- ・運営基準において、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないとされています。
- ・モニタリングについても、2(1)の緩和措置を除き、利用者の居宅を訪することによって行うことと定められています。
- ・居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付することとされています。

居宅サービス計画を交付した際には、そのことが明確となるように、支援経過等に記録してください。

報酬告示において、「厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数を算定しない。」と規定されています。

居宅介護支援の実施に当たっては、運営基準に沿って実施されますよう、十分に御留意ください。

【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）八十二】

指定居宅介護支援等基準第4条第2項並びに第13条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

また、減算の対象となる場合については、留意事項通知において具体的に示されています。以下に留意事項通知の規定と、留意事項を記載しますので御確認ください。

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合に、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

この場合については既に前述しましたが、改めて契約書や重要事項説明書の内容を見直す、支援経過等に説明した記録を残すなど、利用者に対して説明を行ったこ

とについて書面で確認ができるようお願いいたします。

(2) 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては、次の場合に当該居宅サービスに係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

①について、利用者の課題分析において、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービス、介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていくうえで生じている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することが必要であるため、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行ってください。

③について、既に前述していますが、居宅サービス計画の原案は、第1表から第3表、第6表及び第7表に相当するものすべてとなります。

また、運営基準減算への該当有無を確認することから、利用者及び担当者へ交付したことについて、支援既経過等に記録してください。

(3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、次の場合に、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が次のいずれかの方法により、利用者に面接していない場合

- ア 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。
- イ 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。
- a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
- (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

施設入所中あるいは入居中の利用者は、利用者の居室が居宅となるため、必ず居室を訪問し、必要に応じて他の場所でのモニタリングをお願いいたします。

なお、運営基準減算への該当有無を確認する必要があることから、モニタリングの実施場所は必ずモニタリングシートや支援経過等に記録してください。

(4) 特定事業所集中減算

- ・事業所と同一の法人が運営する訪問介護サービスについて、正当な理由なく、居宅サービス計画の提供総数に占める割合が100分の80を超えていたが、市に対し、算定結果が確認できる書類や審査シートの提出がなかった。

・居宅介護支援事業所においては毎年度年2回、特定事業所集中減算の判定期間における当該事業所で作成された居宅サービス計画を対象とし、対象サービスごとに照会率最高法人の計画の割合を確認するとともに、正当な理由がなく当該割合が80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を算定してください。

解釈通知において、当該減算の該当有無にかかわらず、すべての居宅介護支援事業所は、上記の割合の算出内容を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合は当該書類を市町村長へ提出するほか、80%を超えなかった場合でも各事業所において2年間保管することとされています。

指導監査課ホームページにおいて、特定事業所集中減算の判定方法及び届け出の方法について掲載していますのでご確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>申請・届出>居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について
(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d077500.html>

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp